

# 知っていますか？ 自転車の交通ルール

自転車は免許不要の気軽な乗り物として、多くの方々に利用されています。免許不要とはいえ自転車も「軽車両」としての交通ルールがあります。

最近では、こうした自転車の交通ルール無視を原因とした交通事故も多くなっており、社会問題化しています。また、自転車同士、歩行者との衝突事故も起きています。もし、自転車利用者が加害者になった場合でも自動車事故同様、多額の賠償責任などを負うこととなります。

この機会に、自転車の交通ルールを確認してください。



## ◆ 調布市自転車安全利用講習会（座学型）

- 1.内 容：① 調布市内の自転車事故  
② 自転車の交通ルール  
③ ながらスマホの危険性  
④ 電動アシスト自転車・親子乗り自転車の注意点

- 2.参 加：参加費無料（事前申し込み不要）  
※ 定員50名  
※ 各回、定員になり次第締め切ります。  
※ 13歳未満の場合は保護者同伴にてご参加ください。

- 3.開催日時：会場は「調布市文化会館たづくり」※最寄駅：調布駅から徒歩5分  
お車での御来場はお控えください。



講習修了者には鬼太郎の修了証を交付します！

月 日	時 間	場 所
令和2年1月20日（月）	10:00～11:30	調布市文化会館たづくり 8階 映像シアター（定員：50名）
1月23日（木）		

お問合せ：  
調布市都市整備部交通対策課  
☎042-481-7454

主催：調布市  
協力：調布警察署・調布交通安全協会  
運営：（一財）日本交通安全教育普及協会